

意見書

平成16年 8月22日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 563-
(ふりがな) おおさかふいけだし
住所 大阪府池田市
(ふりがな)
氏名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

意見書.txt

今回の「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」を拝見すると、負担の公平性の観点から、免許不要局からも電波利用料の徴収を行うように見受けられます。日本を最先端の電子立国にする目標に向かって、私の身の回りは確実に I T や I T S が進みつつあるのを実感しています。街を歩けば無線 LAN 利用の色んなイベント情報等の提供、クルマに乗れば E T C の恩恵、いわゆるテレマティックスによるスムースな目的地到着や、楽しいドライブ等、知らず知らずのうちにその便利さを享受している毎日です。このように生活面でも産業面でもうまく転がり始めた分野は大事に育てていくことが大事だと思います。については、免許不要局への無線利用料徴収はその動きにブレーキをかける可能性もあり、時期尚早ではないかと考える次第です。